

熊本県有明海区漁業調整委員会

第495回議事録

令和2年（2020年）3月18日開催

第495回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和2年(2020年)3月18日(水) 午後2時から

開催場所 熊本県庁 新館2階 職員研修室

出席者

(出席委員) 橋本 孝 吉本勢治 木山義人 藤森隆美 浜口多美雄
中尾利秋 南本健成 岸田光代

(欠席委員) 浅田敏彦 八塚夏樹

(熊本県漁業協同組合連合会) 職員 濱泰平

(漁業取締事務所) 副所長 齊藤裕勝 主任技師 久保英助

(水産振興課) 主幹 山下幸寿 参事 國武浩美

(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 多治見誠亮

議事

(1) 議題

第1号議案 アサリの採捕制限について(指示)

(2) 報告

- 1) 投網の適正操業に係る通知について
- 2) 三角網漁業の特別採捕許可について
- 3) 改正漁業法に関することについて

事務局

定刻になりましたので、第495回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中8名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。第495回熊本県有明海区漁業調整委員会次第という資料を1部お配りしております。よろしいでしょうか。それでは、橋本会長よろしく申し上げます。

議長

こんにちは。皆さまにはコロナウイルスで大変な時期にご出席いただきましてありがとうございます。ただ今から第495回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は浜口委員と南本委員にお願いします。なお議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。

それでは議事に入ります。第1号議案、アサリの採捕制限について、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。

アサリの採捕制限について説明させていただきます。3ページをご覧ください。

アサリの採捕制限について、熊本県漁業協同組合連合会から要望書が提出されております。内容は、アサリ資源保護を図るため、漁業者のみならず、県民の一層の理解と協力が不可欠であることから、現在、委員会指示として発出されている殻幅12ミリメートル未満の採捕を禁止する指示について、継続した指示の発出を要望するものとなっております。

次に、本県のアサリの状況についてご説明いたします。

本県のアサリ資源は、平成8年以降、増減を繰り返しながら回復傾向が見られていましたが、平成21年以後、熊本有明海、不知火海共に、非常に厳しい状況が継続しており、現在は、年間数百トン程度で推移しております。

アサリ資源の保護につきましては、熊本県有明海区において、採捕サイズを引き上げ、産卵母貝集団を確保すること、また、アサリ漁場において実際行われているゆり目での選別方法に合わせた管理手法である「殻幅による管理」とする委員会指示を継続的に発動しており、天草不知火海区においても、令和2年（2020年）2月28日付け天草不知火海区漁業調整委員会指示第181号により、同様の指示を発動しております。

また、この採捕サイズの大型化と殻幅管理については、県内でアサリを採捕する漁業協同組合においても、平成25年9月1日の漁業権切替に伴い漁業権行使規則を変更し、殻幅12mm未満のアサリの採捕を禁止しております。

現在は、殻幅12mm未満のアサリが採捕禁止であることは県民の皆様によく知られているというところで、県漁業調整規則の改正について水産庁と協議を継続しており、今回の漁業法改正に併せて、アサリの採捕制限について、殻長20mm以下の採捕禁止となっているものを、この委員会指示の内容と同様に殻幅12mm（殻長約28mm）未満へ改正する予定です。

事務局といたしましては、このような背景から、引き続き、指示を継続する必要があると考えております。

アサリの採捕制限についての事務局からの説明は以上です。

御審議よろしく申し上げます。

議長

ただ今事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見はございませんか。

南本委員

せっかく委員会指示を出されているので、徹底されているとは思いますが、私もスーパーの鮮魚売り場に行きますけれども、残念ながら熊本県産という表示で、それ以上は書いてはありませんけれども、達していないのではないかと、というアサリもチラホラ見受けられます。漁連共販についてはきちんとされているとは思いますが、どういうルートになっているのかは分かりませんが、そういう事例もあるというところで、徹底されるようお願いできれば、と思う。

藤森委員

2、3年前の話ではありませんか。今はそういうアサリはいない。中国産と間違えている。地場産はいない。

南本委員

他のルートで入ってきているアサリがある、という気もしますが。

水産振興課

私共も情報収集を図り、ひどい状況が見受けられるようであれば方策を考え対応していきたいと思っています。

藤森委員

アサリも抜き打ちで監視はしているが、ない。それと、委員会指示をこれまで継続しているが、我々としては早く県の規則に入れて欲しい。今後アサリの資源が多くなってきた時は罰則も出てくるので。ハマグリも同じ。

事務局

アサリの委員会指示は今回で9回目になります。水産庁とはこれまで協議を続けてきましたが、折り合いがつかないところもあり、まだ改正まで至っておりません。ただ、今回の漁業法改正で調整規則を全般的に改正することとしていますので、その機会に併せてアサリの制限についても改正する方向で進めています。

藤森委員

水産庁との折り合いがつかないのは、県の説明が不足しているからでは？前の長官の時は二枚貝の振興に力を入れていたから問題なく協議は進むと思います。

事務局

県の説明が不足している部分もありますので、きちんと対応していきたい。

藤森委員

委員会指示があまりにも続くとおかしいので、よろしくお願いします。

議長

他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

他にないようですので、第1号議案「アサリの採捕制限について」は、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。

それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局

それでは、資料5ページをご覧ください。委員会指示（案）を読み上げさせていただきます。

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第〇号、アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一共同漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

令和〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日 これは県公報掲載日になります。熊本

県有明海区漁業調整委員会会長 橋本 孝、

1 指示の内容、熊本有明海区（昭和25年農林水産省告示第129号に定める海域）において、殻幅12ミリメートル未満のアサリを採捕してはならない。

2 指示の有効期間 令和2年（2020年）5月1日から令和4年（2022年）4月30日まで、となります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

それでは、他に無いようですので、第1号議案「アサリの採捕制限について」は、事務局の案のとおり委員会指示を発出いたします。

引き続きまして、報告1「投網の適正操業に係る通知について」、事務局から報告をお願いします。

事務局

事務局です。

投網の適正操業を要請する通知を行ったことについての報告になります。まず、最初に経緯をご説明いたします。

熊本県有明海区のノリ養殖漁場周辺において、今年の年明け以降、投網が盛んに操業されるようになり、「ノリ養殖の操業に障害となっている」と、橋本会長から情報をいただきました。関係漁協に状況を確認したところ、本県の北部を中心に、多数の投網漁船が操業していること、また、ノリ養殖漁場内、又はその周辺で操業される投網漁船により、ノリ養殖の障害となっている旨の意見が確認されました。併せて、漁業取締船による巡回や投網協議会事務局への聞き取り等によっても、本県の北部に漁場が移動している状況が確認されたため、緊急性の高い事案であると判断し、会長及び副会長に対応を仰いだところ、関係機関に対し早急に投網操業の自粛要請を通知すべき、とのこととなり、文書で自粛要請をした後、当委員会には改めて報告することとなりました。

資料9ページになりますが、ノリ漁場における投網の適正操業に関する案件については、過去に当委員会で審議され、平成25年1月29日付けで、関係機関に対し、所属の漁業者に対して、本県ノリ養殖施設周辺における操

業の自粛や養殖作業者の安全確保のため、船舶の急発進や高速航行を行わないことなどについて周知を依頼する内容の文書を通知しております。また、以降も当文書を関係機関に再度送付することで、周知の徹底を図ってきたところ です。

しかし、ノリ養殖の操業に障害となっている状況が引き続き見受けられ、また、ノリ養殖行為そのものに支障をきたす状況も発生していることから、資料1 1ページ及び1 3ページになりますが、今回は、本委員会としてはこの状況に更なる危惧を抱いていること、また、当海区のノリ養殖施設周辺における投網の操業自粛や漁業者の安全に配慮した航行について、改めて、周知徹底を依頼する内容の文書を作成し、関係機関へ通知しております。

送付先である、福岡、佐賀、長崎県については、各県から漁連、漁協へ通知されており、他県の投網漁業者にも、周知がなされているところです。また、投網協議会事務局からも各県の協議会に対し本通知を周知していることも確認しております。なお、県内の有明沿岸以外の漁協には、当委員会の管轄外となるため、県から、操業自粛や安全航行について、周知を行っております。

なお、投網協議会に現在の状況を確認したところ、操業隻数は減っているとのことで、終息に向かっているようではありますが、今後も引き続き情報収集等を通じて、適正操業に向けて取り組みを行ってまいります。

投網の適正操業を要請する通知についての事務局の説明は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、何か御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

それでは、特にないようですので、報告1「投網の適正操業に係る通知について」の報告を終了します。

引き続きまして、報告2「三角網漁業の特別採捕許可について」、水産振興課から報告をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。

資料1 7ページからご覧ください。

昨年7月、河内漁協川崎組合長から、漁船漁業者の所得向上を目的に、平成25年から許可を受けている三角網漁業の特別採捕許可について要望がありました。

要望の内容についてですが、現在許可されている特別採捕許可の内容は、採捕期間が9月1日から翌年4月30日までで、操業時間が日没時から日出時までとなっておりますが、これに加え、採捕期間を5月1日から5月31日までの1か月間とする新たな特別採捕許可を申請したいとの要望がありました。

このことを踏まえ、河内漁協に対して、三角網漁業の押し網漁法による夜間操業の特別採捕の許可がされたことについて、これまでの経緯を簡単に御説明させていただきます。

昭和59年6月、三角網漁業は知事許可漁業として設定されました。

昭和60年8月、第331回本委員会に対し、三角網漁業がクルマエビ資源に与える影響を考慮した関係漁協から、三角網漁業に対する制限に関する要望書が提出され、協議が始まりました。

昭和61年4月、第334回本委員会において、熊本有明海の共同漁業権漁場内で操業する三角網漁業については、「押し網漁法の場合は、日没時から日出時まで操業してはならない。」とする委員会指示が発出されました。

昭和62年8月、県は漁業許可取扱方針の一部を変更し、三角網漁業の制限又は条件として、「押し網漁法の場合は、日没時から日出時まで操業してはならない。」ことを追加しております。

平成24年12月、河内漁協から県漁連2部会に対し、三角網漁業の押し網漁法において、夜間操業の特別採捕許可申請を認めてほしい旨の要望が出されました。

要望については、操業期間を9月1日から翌年4月30日までとすること、操業区域を有共第9号共同漁業権漁場内（河内地先）に限定すること、網目の大きさを15センチメートルにつき13節以下にすることなどの条件を付すこととし全会一致で承認されました。

平成25年1月、河内漁協から県に対し、三角網漁業における夜間操業に対する特別採捕許可申請書が提出され、許可されております。

令和元年7月、河内漁協川崎組合長から、漁獲量の減少や魚価安に苦しむ漁船漁業者の所得向上の対策として、現在、9月1日から翌年4月30日までで許可されている三角網漁業の特別採捕許可に加え、新たに操業期間を5月1日から5月31日までの1か月間とする特別採捕許可を申請したい旨の要望が出されました。河内漁協は、その後も継続して、漁協内部でも関係漁業者との協議を重ね、漁業調整を図られております。

令和2年1月、河内漁協は、県漁連第1部会及び第2部会の組合長会議において、シバエビなどの資源状況を把握することを目的として、採捕期間は5月の1か月間とし、採捕区域は有共第9号共同漁業権漁場内とすること、

三角網漁業による押し網漁法により操業時間は日没時から日出時までとすること、採捕する種類はシバエビ、アミ、ヒイカで、他の漁業との調整を図り、事故防止に努めることとする条件を付けることを説明し、全漁協の組合長から特別採捕許可申請することについて問題ないとする確認も取られています。

また、令和2年2月、河内漁協は、同漁協の理事会において、正式に特別採捕許可申請をすることを諮り承認されています。

県としましては、現在、9月1日から翌年4月30日までで許可されている三角網漁業の特別採捕許可に加え、新たに操業期間を5月1日から5月31日までの1か月間とする特別採捕許可を申請したい旨の要望について、河内漁協内部でも十分協議され漁業調整も図られており、同漁協の理事会の承認も得られていること。

また、県漁連第1部会及び第2部会の関係組合長会議においても、三角網漁業の特別採捕許可の操業期間を現在の4月までとする特別採捕許可に加え、新たに5月1か月間を操業期間とする特別採捕許可の申請を行うことの確認が得られていること。

更に、9月1日から翌年4月30日までで許可されている三角網漁業の特別採捕許可においても、漁業調整上の問題も報告されておらず、実績報告書も適切に提出されていることなどを総合的に判断し、今後、河内漁協から5月1か月間を採捕期間とする特別採捕許可申請が提出されれば、制限又は条件を遵守すること条件に許可する予定としています。

以上、三角網漁業の夜間操業に係る特別採捕許可につきまして、これまでの経緯と県の方針について報告させていただきました。水産振興課からは以上です。

議長

水産振興課から報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

南本委員

参考までに教えて下さい。漁獲の対象がシバエビ、アミ、ヒイカとなっていますが、現在までの特別採捕許可の漁獲実績の中では、割合的にシバエビが多いのでしょうか？

水産振興課

この件につきましては、過去の委員会の中でも県が現場の操業に立ち会って確認するように、ということになっておりましたので、昨年9月から数回にかけて乗船し、その状況を確認したところ、ほとんどがシバエビでした。混獲物もありますが、8割～9割がシバエビという状況を確認しております。

す。

議長

他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

他にないようですので、報告2「三角網漁業の特別採捕許可について」の報告を終了します。

引き続きまして、報告3「改正漁業法に関することについて」、水産振興課から報告をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

改正漁業法に関することについて、現在の状況をご報告させていただきます。資料2 1ページをご覧ください。

まず、昨年になりますが、令和元年の11月25日から27日にかけて、県内4か所で説明会を開催しました。

参加者は、主に漁協職員及び漁業者が主体で、市町村の職員や委員の方々にもご参加いただきました。

説明した内容につきましては、漁業法改正の背景、漁業許可、漁業権免許、海区漁業調整委員会の選任、漁業調整規則等についてです。

参加者からは、漁業許可及び漁業権免許に係ること、漁業生産力の発展に関する計画、沿岸漁場管理制度、漁獲実績報告書に関すること、海区漁業調整委員の選任方法に関することについて、質問をいただきました。

現在も引き続き国が主催する説明会を通じて、国との意見交換を重ねておりますが、漁業生産力の発展に関する計画や漁獲実績報告書の作成等、漁協や漁業者が行う手続きについては、11月の説明会でも多くの質問をいただきましたので、これらについては、現場が混乱することのないよう、再度説明会等を開催することを検討しております。

なお、改正漁業法の施行日についてですが、当初の令和2年7月から同年12月に変更となる可能性も示されておりますので、詳細が判明次第、ご報告をさせていただきます。

改正漁業法に関することについての事務局の説明は以上です。

議長

水産振興課から報告がありましたが、何か御質問、御意見はございませんか。

藤森委員

漁業者に対して説明不足なところと、我々が考えないといけないところがある。例えば企業が参入してくるとき、A漁協とB漁協がノリの漁場だったとした場合競合するわけです。その時は隣接の同意をもらう必要がある、ということが浸透していない。だから、一部漁協が勝手に漁場に入れたりしているが、隣接の競合する漁場があればその漁場の同意、あるいは部会の同意をもらうということになっている。今もそういう風になっていると思う。企業が参入するのは構わないが、隣の零細の同業者が圧迫されるようなことがあってはいけない、ということで改正漁業法の中では、隣接の競合する漁業体があれば同意をとりなさい、となっている。

水産振興課

新しく参入する場合は、調整がとれていることが前提となっていますので、言われるとおり、地元の漁協の同意が必要となり、あまり心配するところではない、と思います。ただ、場所が不明なのでイメージが沸かないのですが、地元地区できちんと調整がついている、という話になれば特にどうすることもできない。県としては、きちんと調整がとれている、ということに基づき、次の漁場計画の策定、募集の作業に入っていきますので、その段階で色々な意見を上げていただければ、と思います。

藤森委員

その調整は口頭だけですか？同意書はあくまでも文書でもらう必要がある。隣接の漁協の同意や部会の同意をもらうことは過去にあっている。

水産振興課

法律の中にも、新しく免許をとる時には、きちんと調整がついていること、が明記されています。

藤森委員

過去の経緯を知らないままに、行っている事例もある。その時の一部会会長に聞いたら知らなかった、とのことであった。

水産振興課

既存の漁業権については、現在免許されている者が優先される形となります。

藤森委員

過去に参入した者について、きちんと部会もしくは隣接の漁協の同意をとってあったのか、というところ。調整班は議事録等を見て判断するはずなので、同意がとれていただろう、では困る。漁業者の飯食い事案を抱えているわけだから。水産振興課と漁業調整班は同じ部署ではあるが、重みが違う。きちんと同意書なり議事録を添付して、きちんと確認して欲しい。

今後、色々な企業が参入してくることが予想される。そのような時に、国の支援を受けながら頑張っている零細の業者の生活が脅かされることがないようにして欲しい。

水産振興課

漁業権の免許で漁場計画を策定する時は、理事会の議事録は確認しているし、管理協議会がある時は管理協議会の議事録で調整がとれていることも確認しています。

藤森委員

部会の同意や隣接の漁協の同意があるわけで、その書類が全て揃ってから初めて漁場に入れる。参入したいからすぐに始められるわけではなく、組合の立場があり、また、県がふさわしい団体なのか確認してから参入する形になっているのが改正漁業法ではないのか。きちんと認識していただき、せつかなので明記して欲しい、とも思う。

橋本会長

同意書の文言を加えられれば良い。

藤森会長

実際に入っている。改正漁業法の中にも新しく参入する者は隣接する者の同意が必要、となっている。

議長

他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

他にないようですので、報告3「改正漁業法に関することについて」の報告を終了します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

なければ、これで第495回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。